

新潟市臨時的任用職員

(保健師・獣医師・保育士・社会福祉・食品衛生監視員)

登録制度案内

令和 7 年 6 月 5 日
新潟市総務部人事課
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1
TEL (025) 226-2489 (直通)

新潟市では、正規職員の産前産後休暇及び育児休業等により代替職員が必要な場合に任用する臨時的任用職員を、登録者の中から必要に応じて任用する登録制度を実施しています。

登録制度の対象職種は、保健師、獣医師、保育士、社会福祉、食品衛生監視員です。

臨時的任用職員は、期限付き（原則最長 1 年）の任用期間で、正規職員と同様の業務に従事します。

登録を希望する方は、以下の記載をよくご確認のうえ、登録の申込み手続きをしてください。

なお、登録にあたり、面接試験を実施します。面接の結果によっては登録されない場合がありますので、ご承知おきください。また、登録されても、代替職員の必要が生じない場合や、勤務地がご要望と合わない場合など、必ずしも任用されるとは限りませんので、ご留意願います。

登録されなかった場合、面接試験の結果通知発信日から 1 年を経過した後でないと、再度の登録申込みをすることはできません。

登録の有効期間は、登録申込書の受付日から 2 年間です。

1 業務内容・勤務場所

職 種	主 な 業 務 内 容	勤務場所（予定）
保健師	・区役所健康福祉課や地域保健福祉センターにおける訪問指導、健康相談等に関する業務 ・国民健康保険加入者への保険事業に関する業務	区役所、保健所、 地域保健福祉センター 保険年金課
獣医師	食肉や食品の安全性を確保するための食肉衛生検査や食品衛生等に関する業務	保健所、 食肉衛生検査所
保育士	・保育園等における保育業務 ・明生園における障がい者の生活支援業務 ・児童発達支援センターにおける療育や相談支援、保育所等訪問支援業務	保育園、明生園、 児童発達支援センター
社会福祉	・区役所健康福祉課等における生活相談、生活指導や生活保護等に関する業務 ・児童相談所における要保護児童、被措置児童に対する相談支援業務 ・児童発達支援センターにおける相談支援業務	区役所、児童相談所、 児童発達支援センター
食品衛生監視員	食品衛生監視等業務	保健所

2 登録申込み要件

職 種	登録申込み要件
保健師	保健師免許を有する者
獣医師	獣医師免許を有する者
保育士	保育士資格を有する者
社会福祉	次のいずれかの資格を有する者 ・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・社会福祉法第19条に基づく社会福祉主事の任用資格を有する者 <u>※社会福祉主事の任用資格の有無に関しては、必ず大学等の資格取得機関又は厚生労働省のホームページ「社会福祉主事任用資格の取得方法」で確認してください。</u>
食品衛生監視員	食品衛生監視員の任用資格を有する者 ※注 食品衛生監視員への任用資格を有するには、次の①～④のいずれかに該当することを要します。 ①都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了すること ②医師、歯科医師、薬剤師または獣医師 ③学校教育法に基づく大学または高等専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業すること ④栄養士で、2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有すること

※ 免許資格を取得見込みの者は、免許にかかる国家試験合格通知書（保健師、獣医師、社会福祉士、精神保健福祉士の場合）や登録済通知書（保育士の場合）により、免許資格の取得予定を明確に証明できる場合、登録申込み可能です。

※ 「外国籍の職員の任用に関する要綱」により、外国籍の方の任用には制限があります。

ただし、次の各項のいずれかに該当する人は、登録申込みできません。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 新潟市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 試験の方法及び内容

区 分	内 容
面接試験	個別面接を行います。

※一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

4 登録申込みから任用まで

- (1) 登録希望者は、新潟市ホームページ上の“臨時的任用職員（保健師・獣医師・保育士・社会福祉・食品衛生監視員）登録制度のご案内” ページ下部の“受験申し込みはこちらから” ボタンからお申し込みください。（申込み手続きの詳細は、「9 登録申込み手続」を確認してください）。
- (2) 登録申込みをいただいた方について、随時、面接試験の日時をメールまたは電話にてお知らせいたします。
- (3) 面接試験を実施のうえ、登録者を決定します。受験者全員に、「内定」又は「任用待機」又は「不合格」の結果通知を行います。
「内定」… 登録者となり、任用先が内定している場合
「任用待機」…登録者となったが、任用先が内定していない場合
「不合格」…登録者になれない場合
- (4) 正規職員の産前産後休暇及び育児休業等により代替職員が必要になった場合に、登録者の勤務可能区などを考慮し、任用者として決定します。
任用待機となっている人には、任用期間等の勤務条件の確認のため本人に連絡をとったうえで内定の通知を行い、その後、任用者として決定します。
- (5) 保育士の採用にあたっては、事前に「保育士特定登録取消者管理システム」により、「特定登録取消者」に該当していないか確認を行います。該当することが判明した場合には採用されないことがあります。
- (6) 面接試験時又は任用時に免許資格等を証する書類をご提示いただきます。

5 任用期間

任用される期間は原則最長1年です。ただし、代替される正規職員が産前産後休暇（約4か月）を取得する場合は、任用期間が1年を超える場合があります。また、代替される正規職員の育児休業の取得状況等によって、任用期間が短くなる場合があります。

6 試験結果の情報提供について

この試験の不合格者は、試験の結果について、次のとおり閲覧することができます。閲覧を希望する場合は、受験者本人がマイナンバーカード、運転免許証、旅券又は有効期限内の健康保険被保険者証（もしくは資格確認書）等を必ず持参のうえ、直接閲覧場所へおいでください。なお、電話等による情報提供はできません。

対 象 者	閲 覧 で き る 内 容	閲 覧 場 所
不合格者	面接試験の得点	新潟市役所 本館 5 階 人事課

※平日（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分）のみの対応です。土曜、日曜、祝日及び年末年始は対応できません。

※合格発表から 3 か月以内に請求してください。

7 給与〔令和 7 年 4 月 1 日現在〕

任用された職員の給料は職種や前歴によって異なります。保健師は 266,667 円～355,350 円、獣医師は 253,174 円～311,472 円、保育士は 227,630 円～299,833 円、社会福祉は 200,541 円～299,833 円、食品衛生監視員は 232,574 円～265,946 円の範囲（地域手当含む）で支給されます。

なお、このほかに期末・勤勉手当や、状況により、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などが支給されます。

8 勤務時間・休暇等〔令和 7 年 4 月 1 日現在〕

勤務時間は原則として午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで、土・日曜日、祝日及び年末年始は休日となります。

※ 保育士（保育園）の勤務時間は原則として午前 6 時 4 5 分から午後 7 時 1 5 分までのうちの 7 時間 4 5 分、休日は上記のとおりですが、土曜日に勤務を命じられる場合があります。休暇には、年次有給休暇のほか、特別休暇（夏季、忌引等）があります。また、任用後はアルバイトなどの副業はできません。

9 登録申込み手続

“臨時的任用職員（保健師・獣医師・保育士・社会福祉・食品衛生監視員）登録制度のご案内” ページ下部の“登録申込みはこちらから”ボタンからお申込みください。

※申込みには、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）への登録が必要です。

※スマートフォンの方は、右の二次元コードもご利用いただけます。下記により手続きをしてください。



手続きに必要なもの	パソコン又はスマートフォン インターネットに接続可能で、本人専用の電子メールアドレスが必要 ※注意・特定のメールアドレスは入力できません。 (@がない、@の直前に「.」(ドット), 「.」(ドット) が連続 等) ・返信は『no-reply@city.niigata.lg.jp』や『jinji@city.niigata.lg.jp』のメールアドレスから送信されますので、事前に 迷惑メール設定等を解除してください。 ・利用環境の詳細は下記の URL 又は二次元コードからご確認ください。 <URL>https://lgpos.task-asp.net/cu/151009/ea/residents/portal/requirement
申込み方法	市ホームページにある 「臨時的任用職員（保健師・獣医師・保育士・社会福祉・食品衛生監視員）登録制度のご案内」 の 9 登録申込み手続「登録申込みはこちらから」に必要事項を入力の上、お申し込みください。
申込み手順	① 「登録制度案内」をよく読む。 新潟市ホームページを開く。 トップページ > 市政情報 > 新潟市のご案内 > 人事・職員採用 > 職員採用 > 臨時的任用職員 > 「臨時的任用職員（保健師・獣医師・保育士・社会福祉・食品衛生監視員）登録制度のご案内」 9 登録申込み手続の「登録制度案内（PDF）」を必ず読んでください。 ② 申込み画面で入力する。 ①で指定したページの 9 登録申込み手続にある「登録申込みはこちらから」をクリックしてください。申込みには、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）の利用者登録が必要です。登録後、ログインして入力してください。 必要事項を入力して「次へ進む」ボタンをクリックしてください。申込み内容確認画面で入力漏れや入力内容に誤りがないことを確認し、問題がなければ「申請する」ボタンをクリックして送信してください。 ③ 『申込番号』の控えを取る。 申請をすると、『申請の完了』という画面が表示されます。 その画面に表示されている『申込番号』は申請の進捗状況を確認する時に必要になりますので、必ず印刷かメモ、画面コピー等による保存をしてください。 なお『申請の完了』の画面が表示されない場合は申請が行われていない可能性があります。申請が市に到達されていない場合は受験できませんので、ご注意ください。 申請状況や申込番号は、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）にログインし、マイページからもご確認ください。
申込み後の流れ	申請完了メールが届く。 申込みが完了したことをお知らせする申請完了メールが届きます。
選考日程等の連絡	新潟市において受付確認後、受験申込時に入力された指定のメールアドレスに面接試験の日時をご連絡します。 ※お申込みから 2 週間経過してもメールが届かない場合は、下記担当者までご連絡ください。

※ 電子申請による申し込みができない方は、郵送での応募も受け付けておりますので、下記担当者までお問い合わせください。

< 担 当 者 >

新潟市役所 総務部人事課 臨時的任用職員任用試験担当

TEL : 025-226-2489

メールアドレス: jinji@city.niigata.lg.jp

1 0 登録申込み上の注意事項

- (1) 入力事項に事実と異なる入力をした場合には、採用される資格を失うことがあります。
- (2) 入力漏れがある場合は受け付けません。

1 1 試験当日の注意事項

【面接会場においていただく場合】

- (1) 試験当日は、指定された時間までに試験会場においでください。
遅刻者は受験できません。
- (2) 試験当日は、以下のものを必ず持参してください。

□ 宣誓書

- ※ 新潟市ホームページ“臨時的任用職員（保健師・獣医師・保育士・社会福祉・食品衛生監視員）登録制度のご案内”よりダウンロードし、印刷してください。

□ 資格証（原本）

- ※ 受験要件に記載されている資格の中で、資格証が発行されないものについては不要です。
- (3) 試験当日は、面接試験にふさわしい服装でお越しください。
- (4) 駐車場の利用を希望する方は、市役所本館駐車場をご利用ください。（民間運営のため有料です。）
- (5) 試験中は、スマートフォンや携帯電話の電源をお切りください。
- (6) ごみは必ずお持ち帰りください。
- (7) 受験会場は敷地内禁煙です。
- (8) 試験中に災害等不測の事態が発生した場合は、職員の指示に従ってください。

【オンライン面接の場合】

- (1) 試験当日は、指定された時間までにインターネット接続が安定した静かな環境でオンライン接続を完了し、音声及びカメラを接続した状態でお待ちください。
遅刻者は受験できません。
- (2) 試験日までに以下書類を下記担当者まで必ず郵送ください。

□ 宣誓書

- ※ 新潟市ホームページ“臨時的任用職員（保健師・獣医師・保育士・社会福祉・食品衛生監視員）登録制度のご案内”よりダウンロードし、印刷してください。

□ 資格証（写し）

- ※ 受験要件に記載されている資格の中で、資格証が発行されないものについては不要です。

< 提 出 先 >

新潟市役所 総務部人事課 臨時的任用職員任用試験担当

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

- (3) 試験当日は、面接試験にふさわしい服装で受験ください。

1 2 その他

- (1) 登録の有効期間は、登録申込書の受付日から2年間です。2年間任用されなかった場合は、自動的に登録が失効します。また、登録した後に任用された場合は、任用時点で登録が失効します。再度登録を希望する場合は、登録申込み手続きが必要です。
- (2) 登録が失効した場合、再度の登録申込みが可能です。登録回数の上限はありません。
- (3) 登録後、申し出により登録抹消することが可能ですが、提出書類はお返しいたしません。
- (4) 登録後、住所や電話番号等の連絡先が変更となった場合は、すみやかに新潟市総務部人事課にご連絡ください。

※ 新潟市総務部人事課 電話番号(直通) (025)226-2489

《試験会場周辺案内図》

試験会場：新潟市役所本館（新潟市中央区学校町通1-602-1）



【注意事項】

市役所付近の有料駐車場を利用できますが、駐車料金の減免処理をすることはできません。駐車場を利用される方は、ご注意ください。